

令和3年度
いじめ防止基本方針

七尾市立石崎小学校

< 目 次 >

ページ

1	いじめ防止に向けた学校の考え方	1
2	いじめ問題対策チームの常設	3
3	個別案件対応班について	4
4	いじめの未然防止	6
5	いじめの早期発見	9
6	いじめの対処	11
7	インターネット上のいじめの対応	15
8	各担当の行動年間計画	17
9	家庭・地域の役割	19
10	重大事態への対応	19
11	検証方法	21
12	主な相談機関の案内	22

七尾市立石崎小学校いじめ防止基本方針

令和3年4月

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめを捉える視点（いじめの定義）

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。「いじめ防止対策推進法 第2条」

①留意点

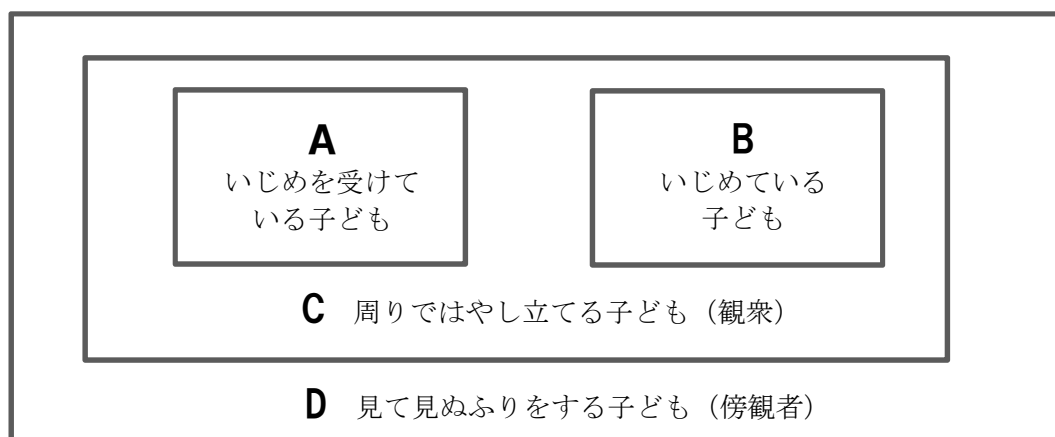
- ・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。
- ・いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「法」第22条に基づく「いじめ問題対策チーム」を活用して行う。
- ・けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もある。
- ・いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合においてその全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。

②「いじめは笑いに隠される」

被害者が笑っていた、楽しそうにしていたからといって、「いじめではない」と捉えずに、行為そのもので判断することが大切である。

③いじめの4層構造

いじめは、単にいじめられる側といじめる側との関係だけでとらえることはできない。いじめの構造をしっかりと認識しておくことが大切である。



※AとBの関係は、立場が逆転する場合があることも認識する必要がある。

※観衆や傍観者の立場にいるCやDの子どもも、いじめを助長していることを認識する必要がある。

④いじめの心理

いじめの衝動を発生させる原因として、心理的ストレス、集団内の異質な者への嫌悪感情、ねたみや嫉妬感情、遊び感覚やふざけ意識、いじめの被害者からの回避感情などがある。

⑤犯罪につながるいじめ

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや児童の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

また、「いじめ」という言葉で、その行為が「犯罪」に該当することを見えにくくしている場合があり、児童に対していじめの行為の中に犯罪に該当する行為があることを指導する必要がある。

（２）いじめ防止基本方針の目的

いじめ防止基本方針は、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応を図るための基本事項等を定めることにより、いじめ問題に対して教職員・児童・保護者・地域の方々等が相互に協力しながら子どもの健全育成を図り、「いじめは絶対に許されない」という気持ちを醸成させ、いじめのない学校を目指すものである。

（３）いじめ問題への基本姿勢

いじめは、すべての児童が関係する問題であり、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることから、この対応は学校における最重要課題の一つである。

「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」 法第23条第1項

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、**学校いじめ対策組織**に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、**学校いじめ対策組織**に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る。

（４）平時からの基本姿勢

- ・いじめは「どの子にも、どの学校でも起こりうる」ものであることを、全教職員で十分認識し、未然防止の取組を行う。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底する。いじめの問題に対して毅然とした対応をとることを示す。
- ・児童一人一人を大切にする意識や、教職員の日常的な態度が重要であることを教職員自信が認識する。教職員自身が児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないようにする。
- ・いじめが解消したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることもあることを認識する。継続して注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- ・定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め情報を全教職員で共有する。児童が発するサインを見逃さないようにする。

2 いじめ問題対策チームの常設

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ問題対策チーム」に対しいじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげなければならない。すなわち、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、報告を行わないことは、「法」第23条第1項に違反し得る。

(1) 目的

チーム設置の目的は、いじめ問題の未然防止・早期発見・早期対応に向け、平時からいじめ問題に備え、いじめ問題の発見時には、迅速かつ積極的な対応を行う。

(2) 構成

・校長をトップに、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談コーディネーター、特別支援コーディネーター、養護教諭等、外部人材としていじめ対応アドバイザー、スクールカウンセラー等で構成するものとする。

(3) 機能・役割

※「学校いじめ防止基本方針」に基づく評価を行う。

※「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。

※「学校いじめ防止基本方針」において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。

学校評価において、日常の児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底する。

①いじめを見逃さない学校づくりの推進

・いじめの早期発見の観点から、朝の会や給食時間、清掃時での観察を強化する。

(学級担任・養護教諭)

・授業時間、休み時間や放課後の定期的な校内巡視を実施し、情報の共有・報告を行う。

(全職員・いじめ防止月間)

・いじめアンケート調査や個人面談の内容や方法の検討及び結果分析を行う。(生徒指導主事)

・学校における相談窓口を設置し、児童生徒、保護者等に「石崎っ子だより」等を通して周知し、利用を促す。

(教育相談コーディネーター)

・いじめの構造やいじめ発見のチェックポイントなどの教職員の理解を進める。(生徒指導主事)

・相談箱を設置し、児童が気軽に相談できる学校の雰囲気作りに努める。(生徒指導主事)

②学校や教職員のいじめ問題への対応力向上

・事例等を活用し、いじめ問題対応についてスキルの向上を図る。

(生徒指導主事)

・いじめに関する研修資料や各種情報の収集・提示を行い、教職員のいじめ問題への理解を深める。

(生徒指導主事)

- ・いじめ対応アドバイザーの派遣を要請し、学校に必要な助言・指導を仰ぎ、個別案件の対応に活用する。(校長)

③各学校におけるいじめ問題への対応に関する基本方針の策定並びに教職員及び児童生徒・保護者、地域に対する周知

- ・児童会・生徒会が主体となった「いじめを許さない学校づくり」の推進を図る。(児童会担当)
- ・いじめ対応マニュアルの見直しを行い、学級・学年懇談会等で、保護者、地域住民に対していじめ問題への学校の基本姿勢を説明し理解と協力を得る。(生徒指導主事)
- ・家庭や地域からの情報提供について受付窓口を設置しこれを周知する。(教育相談コーディネーター)
- ・スクールカウンセラーとの情報交換を行い、児童理解を深める。(教育相談コーディネーター、学担)
- ・PTAや外部関係機関等の担当を定め、日常的な情報交換により相談しやすい関係を構築する。(教頭)

④いじめ問題発生時における個別案件対応班の編制と指示・個別案件対応班の設置

- ・情報の収集と整理(生徒指導主事)
- ・いじめ対応アドバイザーの派遣要請(校長)
- ・教育委員会、関係機関への協力要請(校長)
- ・個別案件対応班への指示・助言(校長)

※いじめ問題対策チームを「常設する」とは、

会合の定期的開催を増やすということではなく、日常的にいじめに関する情報が教職員間で交換・共有されている状態を指す。

そのために、校長等管理職に教職員や児童生徒の声が届く仕組みを整え、教職員全員がいじめ問題について正しい理解や鋭い感覚をもち、常にいじめ問題に即応できる体制を維持すること。

3 個別案件対応班について

(1) 目的

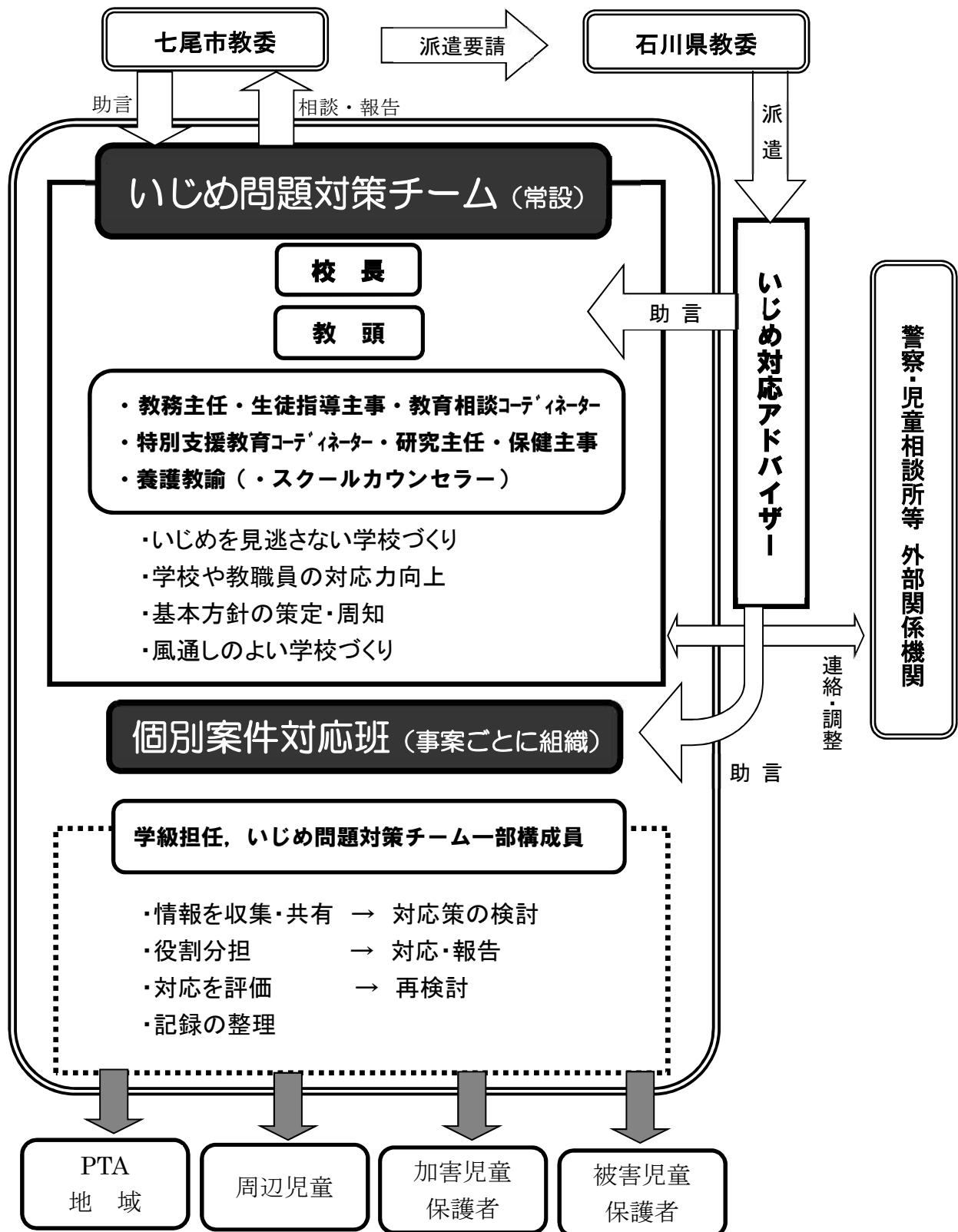
いじめ問題に対し、学級担任の抱え込みや一部教職員の過重負担を回避し、複数教職員による役割分担に沿った適切な対応を行うことで早期解消を図る。

(2) 構成

- ①当該児童の学級担任といじめ問題対策チームの一部構成員を加えて組織する。
- ②いじめ対応アドバイザーを要請した場合には、アドバイザーが加わる。
- ③いじめ事案1件ごとに組織する。

(3) 機能・役割

- ①情報を詳細に収集・共有し、いじめ問題対策チームに報告する。
- ②具体的な対応策を検討し、役割分担を明確にする。
- ③役割分担に沿った対応を進める。
- ④事態の進捗状況をいじめ問題対策チームに報告し、指示を受ける。
- ⑤対応策について吟味し、必要に応じて再検討を行う。
- ⑥対応の結果について整理し、記録に残す。



4 いじめの未然防止

未然防止の基本となるのは、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係を構築することである。その上で、安心して安全に学校生活を送ることができることである。学校としては、児童が規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく。

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知していく。

いじめの未然防止の取組

(1) 分かる授業づくり（「授業の中の居場所づくり」の推進）

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくりを進める。

- ・安心して学習できる雰囲気づくり（研究主任）

児童が安心して学習できるために、話し手が話しやすいように聞き手を育てる。

- ・学習指導の場における積極的な生徒指導（研究主任）

学習指導に際し、児童に「自己存在感を与えること」、「共感的な人間関係を育成すること」「自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助すること」の三視点に留意する。

- ・対話の場の工夫（研究主任）

対話の目的を持たせる言葉がけや、よい対話の姿を価値づけて広める。

(2) 道徳教育や人権教育等の充実（学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の推進）

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実等により、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

また、下記に示した特に配慮が必要な児童について理解を深め、適切な支援を行うとともに、組織的に指導する。

- 発達障害を含む、障害のある児童

- 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童

- 性同一性障害や性的思考・性自認に係る児童

- 東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童

○社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進する。児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、具体的な実践事例の提供や、道徳教育に関する教職員の指導力向上のための施策を推進するとともに、各地域の実態に応じた道徳教育を推進するため、地域教材の作成や外部講師の活用をはじめとする自治体等の取組を支援する。

（「いじめの防止等のための基本的な方針」より）

- ・ **学校の教育活動全体を通じた道徳教育（道徳教育推進教師）**

道徳教育のねらい(豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、児童の道徳性を育成する。)を全教職員で共通理解し、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を意図的・計画的に実践する。

- ・ **魅力的な教材の開発や活用（道徳教育推進教師）**

児童にとって魅力的な地域教材の開発や地域人材の活用等を推進し、児童の心に残る道徳の時間を心がける。

- ・ **人権教室（人権教育担当）**

人権に関する題材の授業を実施し、感想交流を通して、一人一人の人権感覚を磨く。

（３）規範意識の育成（校内の規律や授業中の規律の定着による規範意識の醸成）

校内での規律や授業中の規律を定着させることで、規範意識を醸成するとともに、児童が安心して学ぶことができる環境を作る。

- ・ **問題行動への対処（生徒指導主事）**

「社会で許されない行為は、学校においても許されない」といった毅然とした指導方針を示し、「社会の一員」としての責任と義務を指導する。

- ・ **学習ルールの徹底（生徒指導主事）**

学校として揃えていくべき事柄を全教職員で確認し、共通理解事項を放送や集会等で一斉指導し、さらに各学級での指導を充実する。

（４）自己有用感や自己肯定感を育む取組の充実（生徒指導部）

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。

- ・ **たてわり班活動の活用**

行事やなかよしタイムなど異年齢で活動し、活動後にありがとうカードでお互いに認め合う交流を行うことで、他者に認められる場を設定する。

- ・ **よりよい人間関係づくり**

スクールカウンセラーと連携し、構成的グループ・エンカウターの技法、ソーシャルスキル・ライフスキル教育プログラム等を取り入れた学習指導や特別活動を行い、社会性を育成するとともに、温かい人間関係を築く。

（５）児童会などが中心となる取組（児童会）

「いじめを絶対に許さない」という意識を児童一人一人につけ、学校全体でいじめ撲滅に取り組む雰囲気をつくる。

- ・ **「いじめゼロ集会」の実施**

児童会活動の日常的な活動として、「いじめ追放」の心情を高めることを柱とする。

- ・ **代表委員会によるあいさつボランティア活動**

昼休みに代表委員が校内をあいさつして回り、上手なあいさつをしている児童を放送で紹介する。

(6) 体験活動を取り入れた取組（ボランティア教育）

ボランティア活動や自然体験，異年齢集団での活動などを通じて，素直に感謝の気持ちを表したり，他人を思いやる心を育んだりするなど，心の通じ合うコミュニケーション能力を育む。

- ・ 高齢者とふれあう活動

地域の特別養護老人ホームを訪問し，お年寄りとお話したり遊んだりして交流を図る。

- ・ 保育園訪問

遊び相手になったり，クラブ活動の読み聞かせを聞いてもらったりして交流を図る。

- ・ 障がいのある人との交流

障がい福祉サービス事業所施設を訪問して活動内容を理解する。

(7) 家庭や地域と連携した取組

児童だけではなく，家庭や地域と協力して「いじめを見逃さない・風通しのよい学校づくり」に取り組む。

- ・ いじめアンケートを活用した連携（生徒指導主事）

アンケート調査の結果を周知し，地域全体でいじめの問題に取り組む気運を高める。

- ・ 非行・被害防止講座の実施（生徒指導主事）

保護者や地域の人を対象に開催し，「ネットいじめ」の事例等を基に，いじめの問題に対する理解を深めるとともに，家庭や地域で果たすべき役割等について考える機会とする。

- ・ 家庭・地域からの相談窓口の設置（教頭・生徒指導主事）

学校内にいじめの問題に関する相談窓口を設置し，積極的に保護者からの相談を受け入れる体制や，見守り隊の方から通学時の様子を寄せてもらえる体制を構築する。

5 いじめの早期発見

(1) 学校で分かるいじめ発見のポイント

学校生活の中で、子どもたちは様々な悩みや不安にともなうサインを、言葉や表情、しぐさなどで表している。教師は、一人一人の子どもが救いを求めて発するサインを見逃さず、早期に対応する。

教師は、日常の教育活動を通じ、教師と児童、児童間の好ましい人間関係の醸成に努める。

<いじめられている子どもが学校で出すサイン例> ※印 無理にやらされている可能性のあるもの

発見する機会	観 察 の 視 点 (特に、変化が見られる点)	
朝の会	○遅刻・欠席が増える ○表情がさえず、うつむきがちである	○始業時刻ぎりぎりの登校が多い ○出席確認の声が小さい
授業の開始時	○忘れ物が多くなる ○用具、机、椅子等が散乱している ○一人だけ遅れて教室に入る	○涙を流した気配が感じられる ○周囲が何となくざわついている ○席を替えられている
授業中	○正しい答えを冷やかされる ○発言に対し、しらせや嘲笑が見られる ○責任ある係の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる	○グループ分けで孤立することが多い ○保健室によく行くようになる ※不まじめな態度で授業を受ける ※ふざけた質問をする ※テストを白紙で出す
休み時間	○一人でいることが多い ○わけもなく階段や廊下等を歩いている ○用もないのに職員室等に来る ○遊びの中で孤立しがちである ○遊びの中で負けることが多い	○集中してボールを当てられる ○遊びの中で、いつも同じ役をしている ○ひどいアダ名で呼ばれる ※大声で歌を歌う ※仲良しでない者とトイレに行く
給食時間	○食べ物にいたずらをされる ○グループで食べる時、席を離している	○嫌われるメニューの時に多く盛られる ○その子どもが配膳すると嫌がられる ※好きな物を級友にゆずる
清掃時	○目の前にゴミを捨てられる ○最後まで一人で掃除をしている	○椅子や机がぼつんと残る ※さぼることが多くなる ※人の嫌がる仕事を一人でする
放課後	○衣服が汚れたり髪が乱れたりしている ○顔にすり傷や鼻血の跡がある ○急いで一人で帰宅する	○用事がないのに学校に残っている日がある ※ 他の子の荷物を持って帰る

<いじめている子どもが学校で出すサイン例>

発見する機会	観 察 の 視 点 (特に、変化が見られる点)	
授業中	○文具などを本人の許可もないのに勝手に使っている ○プリントなどの配付物をわざと配らなかつたり、床に落としたりする ○自分の宿題をやらせている	○指名されただけで目配りし、嘲笑する ○後ろから椅子を蹴ったり、文具等で体をつついたりしている ○授業の後片付けを押し付けている

休み時間	○嫌なことを言わせたり、触らせたり ○移動の際など、自分の道具を持たせている している
給食時間	○けんかするよう仕向けている ○平気で蹴ったり、殴ったりしている ○配膳させたり、後片付けさせたりして ○自分の好きな食べ物を無理矢理奪う いる
清掃時	○自分の嫌いな食べ物を押しつける ○雑巾がけばかりさせるなど、特定の内 ○机をわざと倒したり、机の中のものを落 容ばかりさせている としたりする ○雑巾を絞らせている
放課後	○自分の用事に付き合わせる ○違う部活動なのに待たせて一緒に帰る

＜注意しなければならない児童の様子例＞

	観 察 の 視 点 （特に、変化が見られる点）
動作や表情	○ 活気がなく、おどおどしている ○ 教師と話すとき不安な表情をする ○ 寂しそうな暗い表情をする ○ 独り言を言ったり急に大声を出したり ○ 手遊び等が多くなる する ○ 視線を合わさない ※ 言葉遣いが荒れた感じになる
持ち物や服装	○ 教科書等にいたずら書きされる ○ 刃物等、危険な物を所持する ○ 持ち物、靴、傘等を隠される
その他	○ 日記、作文、絵画等に気にかかる表 現や描写が表れる ○ 飼育動物や昆虫等に残虐な行為をする ○ 教科書、教室の壁等に落書きがある ている ○ 作品にいたずらされる ※ 問題行動が目立つようになる

（２）家庭で分かるいじめ発見のポイント

保護者から、子どもの家庭での様子について、以下のような相談があったら、いじめられているのではないかと受け止め、指導に当たる必要がある。

＜いじめられている子どもが家庭で出すサイン例＞

観 察 の 視 点 （特に、変化が見られる点）
○衣類の汚れや破れが見られたり、よくけがをしたりしている。 ○風呂に入りたがらなくなる。（殴られた傷跡等を見られるのを避けるため） ○買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。 ○買い与えていない物を持っている。 ○教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。 ○食欲がなくなったり、体重が減少したりする。 ○寝付きが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。 ○表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。 ○いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。 ○部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。 ○言葉遣いが荒くなり、親や兄弟などに反抗したり、八つ当たりしたりする。 ○親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。 ○ナイフ（刃物）などを隠し持つことがある。

- 登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- 長期休業明けの新学期当初や連休明けの週初めに登校を渋る。
- 転校を口にしたたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。
- 家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- 親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- 不審な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急な外出が増える。
- 自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心を持つ。
- 投げやりで、集中力がわかない。些細なことでも決断できない。
- ゲーム機などに熱中し、現実から逃避しようとする。

〈インターネット等を通じて行われるいじめを受けている児童が家庭で出すサイン例〉

観 察 の 視 点 （特に、変化が見られる点）

- 携帯電話やパソコン等を頻繁にチェックする。又は全く触れようとししない。
- 親が近づくとパソコンの画面を切り替えたり画像等を隠そうとしたりする。
- インターネットを閲覧した後に、動揺しているような行動をとる。
- 携帯電話等の着信音に、怯えるような行動をとる。
- 携帯電話やメールの着信後に、一人で出かけようとする。

6 いじめの対処

いじめを発見した場合は、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しなければならない。

全体に対する指導だけで終わるのではなく、いじめた子ども、いじめられた子どもへの個別の指導を徹底するとともに、いじめている子ども、いじめられている子ども双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求めることが大切である。

（１） いじめのレベルと対応

レベル	実 態	対 応
1	悪口を言われる・からかわれる	全校体制で早期対応する。 教育委員会に報告する。 ※ここで食い止めるように最大の努力をする。
2	仲間はずれにされる・無視される	
3	レベル2が継続して行われる。または、叩く・蹴るなどの身体的苦痛が伴う。	教育委員会の指示を仰ぎながら対策を考え対応する。
4	いじめが原因で不登校になる。または、保護者・本人がいじめを苦に転校を検討し始める。	教育委員会・各専門機関と連携し、指示を仰ぎながら対応する。
5	「死」を口にしはじめたり、自傷行為をしたりする。	

(2) いじめられている子どもへの対応

【学校】

- ・いじめられている子どもを必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、教師、養護教諭等の誰かが必ず相談相手になることを理解させる。
- ・上記の姿勢及び今後の対応（いじめ事案からの救出と関係性や学校生活の回復）の見通しを当該児童に伝える。
- ・教職員の相談担当を伝え、安心につなげる。
- ・決して一人で悩まず、必ず友人や保護者、教職員等誰かに相談すべきことを伝える。
- ・いじめの事実関係を正しく把握する過程の中で、冷静に子どもの気持ちを十分に受容し、共感的に受け止め、心の安定につなげるようにする。
- ・いじめた子どもの謝罪だけで、問題が解消したなどという安易な考えを持たずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ・子どもの長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信を持たせる。
- ・いじめられている子どもを守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。
- ・心理や福祉の専門家等の外部専門家の協力が必要な場合は、市教育委員会に報告し、指示を受ける。
- ・心的外傷後ストレス障害（PTSD）等のいじめによる後遺症が見られた場合は、市教育委員会に報告し、指示を受ける。

【家庭】

- ・学校とともに当該児童を必ず守り通すという姿勢を示す。
- ・本人の話を冷静にじっくりと聞き、子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め心の安定を図る。
- ・子どもの様子に十分注意して、子どものどんな小さな変化についても気かけ、何かあったら学校に相談し、協力していく。
- ・子どもの長所を積極的に見つけ、認めるとともに、家族にとってかけがえのない存在であることを伝え、自信を持たせる。

(3) いじめられている子どもの保護者への対応

【学校】

- ・いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- ・家庭訪問をしたり、来校を求めたりして話し合いの機会を早急に持つ。その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止める。
- ・学校として、当該児童を必ず守り通すことを十分伝える。
- ・いじめからの救済と回復を見通した対応策について説明し共通理解の上で協力体制を構築する。
- ・いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- ・学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなど、解消するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ・必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。
- ・家庭においても子どもの様子に十分注意してもらい、子どものどんな小さな変化についても学校

に連絡してもらうように要請する。

(4) いじめている子どもへの対応

【学校】

- ・頭ごなしに叱るのではなく、いじめられている子どもの心理的・肉体的苦痛を十分に理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・当事者だけでなく、いじめを見ていた子どもからも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ・集団によるいじめの場合、いじめていた中心者が、表面に出ていないことがある。いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- ・いじめた子どもが、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、いじめは犯罪であるという認識を理解させる。
- ・いじめの態様によっては、犯罪に当たる場合があることを十分に理解させる。
- ・必要に応じて、市教育委員会に外部専門家の協力を依頼して、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置を取る。
- ・いじめた子どもの不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。
- ・いじめた子どもの立ち直りに向けて、保護者と話し合う時間を大切にするとともに、必要に応じて関係機関を紹介するなど、適切に対応する。
- ・保護者に対して、いじめの事実と指導内容や指導後の本人の様子などを明確に伝え、協力して見守っていくことを共通理解する。
- ・いじめが解消したと見られる場合でも、教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないので、そのときの指導によって、解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

【家庭】

- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに本人が十分に理解できるようにする。
- ・子どもの変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人と保護者が一緒に考える。
- ・子どもの様子に十分注意して、子どものどんな小さな変化についても気をつけ、何かあったら学校に相談し、協力していく。
- ・子どもの長所を積極的に見つけ、認めるとともに、家族にとってかけがえのない存在であることを伝え、自信を持たせる。

(5) いじめている子どもの保護者への対応

【学校】

- ・いじめの事実を正確に伝え、いじめられている子どもや保護者の、つらく悲しい気持ちに気付かせる。
- ・教師が仲介役になり、いじめられた子どもの保護者と協力して、いじめを解消するため保護者同士が理解し合うように要請する。
- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。

- ・子どもの変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

（６）いじめが起きた集団への働きかけ

【学校】

- ・いじめを見ていた子どもたちに対しても、自分の問題として捉えさせる。
たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・はやし立てるなど同調していた子どもたちに対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

（７）配慮が必要な児童

以下の児童を含め、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性をふまえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

- ① 発達障害を含む、障害のある児童がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童の障害への特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行い、当該児童のニーズや特性、専門家の意見をふまえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。
- ② 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、児童、保護者等の外国人児童に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- ③ 性同一性障害や性的指向・性自認にかかる児童に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校としての必要な対応について周知する。
- ④ 東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童については、被災児童が受けた心身への多大な影響やなれない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

（８）いじめの解消の条件

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは少なくとも次の二つの要件を満たす必要がある。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設置するものとする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、

心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童に徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

※いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員はいじめの被害児童及び加害児童については日常的に注意深く継続して観察する必要がある。

7 インターネット上のいじめへの対応

(1) インターネット上のいじめの特徴

- ・不特定多数の者から絶え間なく誹謗・中傷が行われ被害が短時間で極めて深刻なものになる。
- ・一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があり、刑法上の名誉毀損や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となる。
- ・匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、誰もが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ・インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が安易にできることから誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。
- ・インターネット上に一度流出した個人情報等は、複写が安易であることから回収・消去することが極めて困難であるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ・保護者や教師等の身近な大人が、子どもの携帯電話・スマートフォン等の利用の状況を把握することが難しい。
- ・子どもの利用しているサイト等を詳細に確認することが困難なため、いじめの実態の把握が難しい。
- ・パスワード付きサイトやSNS、グループチャット、メール等を利用したいじめ等については、より大人の目に触れにくく発見しにくい。
- ・グループチャット機能のあるアプリにおいては、グループから外されるという行為が散見される。

(2) インターネット上のいじめの未然防止・早期発見

- ・児童に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させるため、学校や地域の実態及び児童の発達の段階に応じた情報モラル教育を推進する。
- ・教職員が、インターネット上のいじめについて理解するとともに、保護者においても理解を求めていく。
- ・インターネット利用に関する親子のルール作りや児童同士のルール作りを推進する。
- ・児童が悩みを抱え込まないよう、学校内に児童が相談しやすい環境を作るとともに、例えば法務局におけるインターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付などの関係機関の取組についても周知する。
- ・保護者は、防犯・防災その他特別な目的のために使用する場合を除き、小中学生には携帯電話等を所持させないように努める。
- ・保護者は、児童に携帯電話等を所持させる場合には、フィルタリングサービスの利用を徹底す

るよう努める。

(3) インターネット上のいじめの対処

- ・性質上、より速やかで適切な対応が求められる。学校は市教育委員会とともに、保護者や関係機関と連携して、迅速に対応していく。
- ・被害児童及び保護者の了解のもと、発見の経緯や書き込み者の心当たり有無、他の児童の認知状況等を確認するなど事実確認を行う。
- ・アドレスや内容を一旦保存した上で、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。書き込み者が特定できた場合は、当該者に書き込みを削除させる。特定できない場合は、被害者本人や保護者又は学校等が掲示板の管理者やプロバイダ等に削除依頼を行う。
- ・名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、掲示板の管理者やプロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置をとるとともに、必要に応じて警察や法務局の協力を求める。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに市教育委員会に報告を行うとともに、七尾警察署に通報し、適正に援助を求める。
- ・書き込みを削除できた場合でも、しばらくの間は、被害児童の心のケアはもちろんのこと、その後の書き込み状況の経過を見る。

8 各担当の行動年間計画

月	取組 主担当 学校行事	わかる授業 づくり		道徳・人権教育		未然防止・早期発見の取組		教育相談		児童主体 の取組		家庭、地域 との連携	
		研究主任	チ ェ ッ ク	道徳教育推進教師 人権教育担当	チ ェ ッ ク	生徒指導主事	チ ェ ッ ク	教育相談担当 教育相談コーディネーター	チ ェ ッ ク	児童会担当	チ ェ ッ ク	校長・教頭	チ ェ ッ ク
4	始業式・入学式 授業参観 学年懇談会 PTA総会	・学校研究の共理解 ・めざす授業の共有 ・学習規律の徹底		・重点項目の確認 ・年間指導計画の 作成（別葉）		・組織体制の確立 ・生活チェック調査 ・校内研修会 ・あいさつ運動		・児童理解，相談日		・あいさつ運動		・シラバス作成 ・PTA 総会 （書面） ・見守り隊対面式 ・集団下校	
いじめ防止週間													
5	春の縦割り班遠足 PTA 交通安全教室	・要請訪問				・いじめアンケート ・個人面談 ・あいさつ運動 ・校内巡視		・人間関係づくりの活動 ・児童理解，相談日 ・SC と全員面談（6年）		・あいさつ運動		・引き渡し訓練 ・親子奉仕作業 ・交通安全教室	
6	授業参観 プール開き	・要請訪問				・あいさつ運動 ・校内研修（いじめ対応 バイザー） ・「ありがとうカード」の実施		・定期教育相談部会 （学期1回） ・児童理解，相談日 ・人間関係づくりの授業 （6年） ・SC と全員面談（5年）		・あいさつ運動		・学級縦断委員会 ・学校評議員会 ・いじめ防止基本 方針の周知 ・石崎地区 子ども を健全に育てる会	
7	1 学期終業式 あゆみ渡し 保護者面談 校教育フォーラム 校内水泳記録会	・要請訪問 ・自己評価		・特別な教科道徳実 施状況確認		・校区の夜間見回り ・あいさつ運動 ・夏休みの生活指導 ・いじめアンケート（七尾市）		・あゆみ渡し ・保護者面談 ・児童理解，相談日 ・人間関係づくりの授業 （5年，4年） ・SC と全員面談（4年）		・あいさつ運動		・いじめアンケート （七尾市） ・校区教育フォーラム ・保護者アンケート	
8	奉燈祭パレード 全校登校日	・1学期の振り返り		・校内研修（人権）		・校区の夜間見回り ・小中連絡会		・児童理解 ・校内研修（児童理解）				・奉燈祭パレード ・親子奉仕作業	
9	2 学期始業式 校内相撲大会 連合運動会(6)	・学校訪問 A				・人間関係づくり授業 ・夏休みの生活指導振り返り ・生活チェック調査 ・あいさつ運動 ・「ありがとうカード」の実施		・夏休みの生活の振り返り ・児童理解，相談日 ・人間関係づくりの授業 （3年・2年）		・あいさつ運動		・石崎地区子ども を健全に育てる会 ・親子奉仕作業 ・学級縦断委員会 ・学校評議員会	
10	いじめ防止週間												

	サッカー交歓会(5) バス遠足 運動会	要請訪問			いじめアンケート ・個人面談 ・取組評価アンケート(中間) ・あいさつ運動	児童理解,相談日 ・定期教育相談部会 (学期1回) ・人間関係づくりの授業 (1年・6年)	あいさつ運動	
11	校内持久走大会 授業参観 音楽会(4)	要請訪問		・道徳授業参観 (保護者参加型・ ゲストティーチャー)	・あいさつ運動 ・校内研修(いじめ対応 バイザー) ・「ありがとうカード」の実施	児童理解,相談日 ・人間関係づくりの授業 (5年)	・あいさつ運動 ・いじめ0集会 ・いじめ防止標 語 ・いじめ防止ス ローガン	
12	2学期終業式 あゆみ渡し 保護者面談 自己評価	要請訪問 ・2学期の振り返り		・人権週間の取組 ・人権教室(3,6年) ・特別な教科道徳の 実施状況確認	・あいさつ運動 ・冬休みの生活指導 ・いじめアンケート(七尾市)	・冬休みの計画 ・あゆみ渡しと保護者面 談 ・児童理解,相談日 ・人間関係づくりの授業 (4年)	・あいさつ運動	・保護者アンケ ート ・学校評価の公開
1	3学期始業式 校内書初め大会 スキー体験(3,4) ソリ体験(1,2) 器械運動交歓会(3)	要請訪問			・生活チェック調査 ・あいさつ運動 ・冬休みの生活のふりかえり ・「ありがとうカード」の実施	・人間関係づくりの授業 (3年) ・児童理解,相談日	・あいさつ運動	
2	スキー体験(5,6) 6年生を送る会	学校訪問C ・学校研究のまとめ			いじめ防止週間 ・いじめアンケート ・個人面談 ・あいさつ運動 ・校内研修(いじめ対応 バイザー)	児童理解,相談日 ・定期教育相談部会 (学期1回) ・人間関係づくりの授業 (2年)	・あいさつ運動	・常規縦横組 ・学校評議員会
3	卒業式 修了式	次年度の方向性		・今年度の振り返り ・次年度の重点項目	・あいさつ運動 ・春休みの生活指導 ・いじめアンケート(七尾市) ・取組評価アンケート ・次年度に向けた取組立案	児童理解,相談日 ・人間関係づくりの授業 (1年)	・あいさつ運動	
通年				・計画に基づく道 徳教育の実施	・生活目標 ・校内巡視	・スクールカウンセラー との情報交換 ・特別支援校内委員会		・PTA運営委員会 ・保護者への連絡 ・見守り隊への連絡 ・学校評価の公開

9 家庭・地域の役割

(1) 家庭・地域を含めた連携

- ・国，地方公共団体，学校，地域住民，家庭，その他の関係者の連携の下，いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。
- ・児童からいじめに係る相談を受けた場合において，いじめの事実があると思われるときは，いじめを受けたと思われる児童が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとる必要がある。
- ・PTAなどの関係団体等との連携を図りながら，法の趣旨及び法に基づく対応に係る広報啓発を充実する。

(2) 保護者の責務等

- ・保護者は，子の教育について第一義的責任を有するものであって，その保護する児童等がいじめを行うことのないよう，当該児童等に対し，規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。（「法」第9条第1項）
- ・保護者は，その保護する児童等がいじめを受けた場合には，適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。（「法」第9条第2項）
- ・保護者は，国，地方公共団体，学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。（「法」第9条第3項）

10 重大事態への対応

(1) 重大事態について

「法」第28条第1号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」については，いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば，以下のようなケースが想定される。

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

また第2号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」については，不登校の定義を踏まえ，年間30日を目安とする。ただし児童が一定期間，連続して欠席しているような場合には，上記目安に関わらず，市教育委員会又は学校の判断により，迅速に調査に着手する。

なお，児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは，その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても，重大事態が発生したものと報告・調査等に当たる。

児童又は保護者からの申立ては，学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから，調査しないまま，いじめの重大事態ではないと判断できないことに留意する。

(2) 重大事態発生時の報告

学校は，重大事態が発生した場合には，直ちに市教育委員会に報告する。報告を受けた市教育委員会は，その事案の調査を行う主体等について判断するとともに，速やかに市ならびに県教育委員会に報告する。

(3) 重大事態の調査

①学校が調査主体の場合

- ・市教育委員会の指導・助言のもと、速やかに学校の下に、重大事態の調査組織を設置し、質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・組織の構成については、専門知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するようにする。そのため、「法」第22条に基づく「いじめ問題対策チーム」を母体として、当該重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加え、調査に当たる。
- ・調査の実施に当たっては、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査し明らかにする。
- ・調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合う。
- ・これまでに先行して調査を実施している場合でも、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

②市教育委員会が調査主体の場合

- ・市教育委員会の下に置く附属機関「七尾市いじめ問題調査委員会」が調査を行う。なお、附属機関の構成委員に、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有するものがある場合は、その者を除いた構成員で調査に当たる等、当該調査の公平性・中立性を確保するようにする。また当該重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加え、調査に当たる。
- ・学校は、市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

(4) 調査結果の提供及び報告

①調査結果の提供

- ・学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して調査より明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。
- ・情報の提供に当たっては、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠ることはせず、適切に提供する。
- ・当該児童や保護者に調査結果を提供する場合があることを念頭に置き、必要に応じて、調査に先立ち、その旨を調査対象の児童や保護者に説明する。

②調査結果の報告

調査結果については、公立学校に係る調査結果は当該地方公共団体の長に報告する。

(5) 調査結果を踏まえた必要な措置

市教育委員会及び学校は、調査結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

(6) 学校として特に配慮が必要な児童についての対応

下記の児童を含め、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

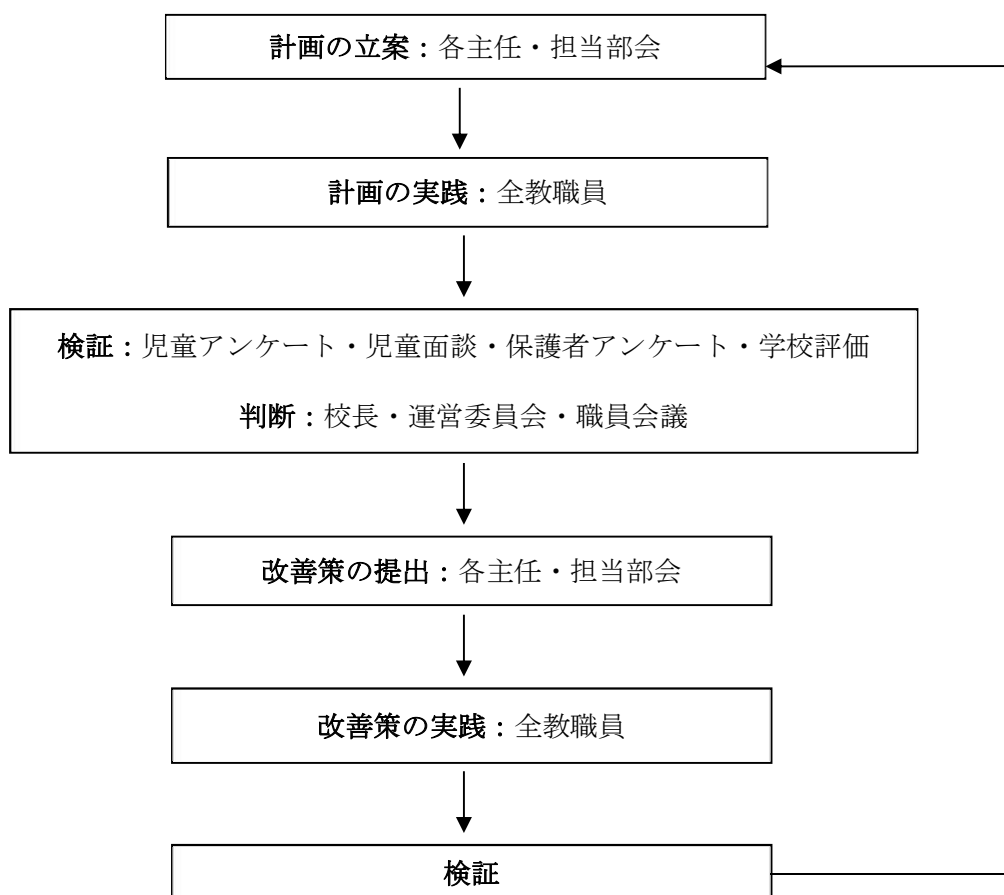
- ・発達障害を含む、障害のある児童

- ・海外から帰国した児童や外国人の児童，国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
- ・東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童

1 1 検証方法

以下の点に留意し，PDCAサイクルによる検証を次の指導に生かしていく。

- ①児童に対しては，自分の学校生活をふり返って，定期的に学習や学校生活における心の有り様を中心にアンケート調査を行うようにする。その際は，分かりやすい設問の設定を心がける。
- ②保護者に対しては，定期的にアンケート調査を行うなど，定期的な評価を位置づけ，広く，こまめに情報を得るようにする。
- ③教職員に対しては，日々の教育実践と児童への向き合い方について聞き，課題となる事項を捉え改善に取り組めるようにする。
- ④学校評価等を通して得た情報のうち，緊急性のある事案については即時に対応し，改善を図る。



12 主な相談機関の案内

相談機関	電話番号	受付時間
オアシスライン (親と子のなんでも電話相談室)	0767-52-0783	13:00～16:00 (月～金)
子どもの人権110番(法務局)	0120-007-110	8:30～17:15 (月～金)
石川県七尾児童相談所	0767-53-0811	8:30～17:15 (月～金)
石川県教育委員会 24時間子供SOS相談テレホン	076-298-1699 0120-0-78310	24時間受付
石川県こころの健康センター 心の相談ダイヤル	076-237-2700	24時間受付
石川県家庭教育電話相談	076-263-1188	9:00～13:00 (月～土)
石川県警少年サポートセンター いじめ110番	0120-617-867	24時間受付
チャイルドラインいしかわ	0120-99-7777	16:00～21:00 (月～土)